




令和2年3月30日

三好市議会議長 殿

代表議員名 平田 政廣 

令和元年度政務活動費収支報告について

三好市議会政務活動費の交付に関する条例第6条第2項に基づき、
別紙のとおり令和元年度政務活動費収支報告書を提出します。

令和元年度政務活動費収支報告書

代表議員名 平田 政廣



1 収入 (単位：円)

議員名	金額
千葉 清春	62,220
平田 政廣	62,220

政務活動費計 124,440 円

2 支出 (単位：円)

項目	金額	備考
調査研究費	124,440	令和元年7月24日～26日 長野県 栄村・長野県 飯山市
研修費		
資料作成費		
資料購入費		
広報費		
広聴費		
会議費		
要請・陳情活動費		

ご旅行行程表

団体名	三好楓会	ご一行様
行き先	長野県	方面
期日	令和元年7月24日 (水) ~	
	令和元年7月26日 (金) 3日間	

ラッキートラベル

大阪府知事登録旅行業3-2560号(社)全国旅行業協会正会員
 本社 〒532-0006 大阪市淀川区
 総合旅行業務取扱管理者 TEL: 03-7777-1111 / FAX: 03-7777-1112
 徳島 〒779-5161 徳島県三好市池田町
 国内旅行業務取扱管理者 TEL: 087-777-1111 / FAX: 087-777-1112
 E-mail: tavi-ni@hotmail.co.jp

7月24日	JR阿波池田 7:09発	南風2号	岡山	のぞみ6号	東京	越後湯沢 14:00着
	湯沢駅前 15:10発	南越後観光バス	森宮野原駅前 16:15着	森宮野原駅前 16:15着	ホテルからの送迎有り, 要連絡	中条温泉トマトの国(泊) 16:30頃着
7月25日	ホテル	ホテルの送迎バス, 要予約	森宮野原駅前 (0.3km) 14:11発	徒歩	南越後観光バス	JR戸野沢温泉駅 15:01着(乗換) 15:33発
	北飯山駅 15:41着	徒歩	飯山市役所 (約1.0km)	飯山市役所	徒歩	飯山市 ビジネスホテルノーブル飯山(泊)
7月26日	ホテル	徒歩	飯山市役所 (約0.9km)	徒歩	はくたか564号	ワイドビューしなの18号
	名古屋	のぞみ49号	岡山	南風25号	長野	阿波池田 21:37着
	18:05着 18:13発		19:50着 20:05発			
7/24泊	中条温泉トマトの国 0269-87-3030 長野県下水内郡栄村大字北信4413-1					
7/25泊	ノーブルホテル飯山 0269-62-0165 長野県飯山市大字飯山2900					

令和元年 8月16日

旅行収支精算書兼請求書

ラッキートラベル

団体名	三好市議会 楓会 ご一行様	
精算金額	¥123,460	—
期 日	令和元年7月24日(水)	～
	令和元年7月26日(金)	3日間

大阪府知事登録旅行業 3-2560号
 (社)全国旅行業協会正会員
 本社、大阪市淀川区
 総合旅行業務取扱管理者 徳島 三好市池田町
 国内旅行業務取扱管理者
 TEL: 082-74-0100 FAX: 082-74-0100
 E-mail: tavi-ni@hotmail.co.jp

項 目	単価(税込)	数量	金額(税込)
7/24 JR阿波池田→JR越後湯沢	24,410	2	48,820
7/25 JR森宮野原→JR北飯山	580	2	1,160
7/26 JR飯山→JR阿波池田	21,010	2	42,020
7/24 宿泊 中条温泉トマトの国 夕朝食付き	8,790	2	17,580
7/25 宿泊 ノーブルホテル飯山 素泊り 朝食チェックイン時に申し込み	4,500	2	9,000
旅行取扱料金	4,880	1	4,880
合 計			¥123,460
お 預 かり 金			
差 し 引 き 金 額			¥123,460

領 収 証

三好市議会 榎会 手田 千葉 様

No. _____

★

¥ 123,460-

内 訳	_____
現 金	_____
小切手	_____
手 形	_____
消費税額等(%)	_____

但 令和元年7月24日-7月26日 視察旅費 収入印

令和元年 8 月 16 日 上記正に領収いたしました

ラ ッ キ ー ト ラ ベ ル

大阪知事登録旅行業第3-2560号
 本 社 〒532-0006 大阪市淀川区
 tel _____ fax _____
 徳 島 〒779-5161 徳島県三好市池田町
 tel _____ fax _____



コクヨ ウケ-98

領 収 証

No. 3112

2019年 07月 26日

車 番 09001 1000

基本運賃 ¥800円

運車料 ¥180円

合計 ¥980円

上記の様に領収証とさせていただきます

毎度ご乗車 ありがとうございます

お忘れ物、車のご用命は

下記までお願いします

長野交通株式会社

☎ 0269-62-2013



様式第7号 (申し合わせ第6条関係)

2020 (令和2) 年3月30日

三好市議会議長 様

代表議員名 平田 政廣 (印)
議員名 (印)

調査研究報告書

次のとおり、調査研究を実施しましたので報告いたします。

期 間	2019 (令和元) 年7月24日から7月26日まで
出張先	長野県栄村及び飯山市
出張者氏名	千葉清春、平田政廣
調査研究 項目・概要	協同のものづくり、むらづくり、道づくり事業について

(経費内訳)

項 目	金 額	備 考
印刷製本費		
送 料		
旅 費	124,440円	1人62,220円×2人分 (別途旅費計算書による)
交通費等		燃料代 高速代 駐車場代 自動車借上料
合 計	124,440円	

※ 領収書を添付すること。

所感・意見等

長野県栄村視察研修 (令和元年7月25日10時～12時)

- ・栄村の出席者: 福原議長・斉藤議会事務局長・産業建設課上倉参事
- ・視察研修内容
 - ①村単「田直し」事業
 - ・概要: 棚田地域を地形に合わせて区画整理する。(希望があれば排水、搬入路の整備を特別に行う。)

・事業の流れ（施行箇所が決定後）

ア、農家、施工職員（村臨時職員）、村担当者が現地に於いて事業費の概算見積り作成。

イ、農家の同意があれば工事着工（設計書無）機械オペレーターは村臨時職員。

ウ、竣工後村担当者が出来高精算し負担金納入。

・農家負担（補助率 50%、上限 40 万円/ha）ただし、農家負担については融資制度あり

（平元～11 は県農業公社融資で無利子、6 年償還）

（平 12～17 は県農業公社融資は 0.95%の利子は村が利子補給）

（平 18～21 は J A の融資、利子 2%は村が利子補給）

（平 22～は融資制度無し）

・事業実績（平元～30）は 1,580 枚を 606 枚に整備、面積 54.11ha、受益 684 戸、道路整備 4,377m、暗渠排水 18,602m

事業費 197,813,035 円（内村負担 95,208,613 円）の実績を上げていた。

②道直し事業

・概要：高齢化の進行により冬季の除雪作業を機械除雪とする必要から地区内道路を W=3.5m以上に住民と協同で事業に取り組んでいる。

・事業の流れ（用地交渉は集落で行う）

ア、集落からの要望書の提出。

イ、3か年の実施計画で優先順位を付け箇所決定。

ウ、現地調査の実施、施工方法を地権者、関係者、村担当で協議決定し着工。

エ、工事完了後境界決定し用地買収。

オ、工事費の精算と地元負担金の徴収（地味と負担は賃金を省く工事費の 35%）

・事業実績（平 5 年～平 27 年：平 27 年以後は要望なし）

実施路線数：64 路線 施工延長：10,099m

総事業費：306,663 千円 地元負担金 39,152 千円

③げたばきヘルパー事業

ア、全国有数の豪雪地域であるが点在する集落で 24 時間ヘルパーが駆け付け安否の確認と介護ができる体制を作りを期する為、近所、隣から下駄履きで駆け付けられることから名付けた。

イ、村内を 8 地区に分けヘルパーチームを作り 24 時間介護で住民の安心と住み馴れた住居で暮らせる村づくりを目指す。

ウ、ヘルパー登録者数 78 名（内 10 名が活動中、平 30 年 4 月現在）

エ、ヘルパーの資格習得者数 249 名（延べ人数、2.3 級及び初任研修了）

オ、ヘルパーの報酬（身体介護 1,850 円/h・家事支援 1,100 円/h・その他 800 円/h・配食、見守/300 円/戸）

カ、平 29 年実績・サービス利用者 399 人、6,716 千円

④ダイヤモンド交通事業

ア、村営バスと民間バス会社の運行補助金が利用者の減少と補助金増によりデマンド交通システムを導入しているが利用者の減少と経費の増傾向に歯止めはかかっていない。

⑤その他雪害対策事業、道踏み支援事業についても研修を受けたが何れも豪雪地域に限られる事業であった。

長野県飯山市視察研修（令和元年7月26日10時～12時）

飯山市の出席者 飯山市議会、山崎総務企画常任委員長、萩原議会事務局次長

江尻農林課長、内田道路河川課課長補佐、関耕地林務係長

視察研修内容

①協働のみちづくり事業

ア、道路の新設改良整備事業は一定の地元負担金伴う事業（交付金道路新設改良事業）と市が原材料や重機を提供し地元住民が施工（協働のみちづくり事業）する事業がある。

イ、協働のみちづくり事業は市道であること、幅員が4m以上、用地は地域が確保し市へ寄付する、道路潰れ地の測量は市、登記は最小限、事業費は1地区1年100m以内、原材料は市、重機は市、事業費は100万円以内、安全対策は地域で作業員は全員傷害保険加入等が条件となっている。

エ、事業実施工程は、前年度10月頃要望調査、11月現地調査、12月箇所選定と予算要求、実施年度は、4月地区へ採択通知、実施計画、施工着工、完成、完了検査、事業精算で進む。

オ、過去3年間の平均は事業費24,532千円、事業箇所44カ所（舗装22カ所、拡幅改良13カ所、側溝整備6カ所、その他3カ所）

②協働のむらづくり事業

ア、農道、農業用水路等を対象に舗装、改良土留め壁、農業用水路の維持修繕工事対象となる。

イ、実施方法は地区と市担当者が現地で打ち合わせ施工計画を立案、材料および機械使用料は市が負担、施工は全て地域が行う。

エ、施工が簡易なもので高度な施工技術が必要・河川区域内、急傾斜指定区域内での施工はできない。

オ、地元協力金（事業費の5～15%）の納付が必要（協力金は平坦地15%、中間地10%、山間地5%は市の要した経費にたいする割合）

カ、実施工程は協働のみちづくり事業と同じ。

③協働のもりづくり事業

ア、事業の趣旨は、里山から離れつつある住民の意識の高まりを目指し森林整備を推進するため協働で森林整備を進める活動。

イ、対象者は、集落、公共的団体、地域の活性化にとりくむ3名以上の団体。

ウ、対象森林は、0.1ha以上で集落に隣接する里山、交付対象者が所有・管理する森林。

エ、交付額は、1ha/20万円以内、既交付林は10万円以内、限度額50万円/年。

オ、交付対象活動の縛りと対象外事業、対象外経費の規定もされている。

キ、この事業は5か年事業であり平成28年度からは2期目の事業となっている。

ク、3か年の事業実績は整備面積22.7ha、19地区、事業費2,801千円（過疎債を活用している）

所感

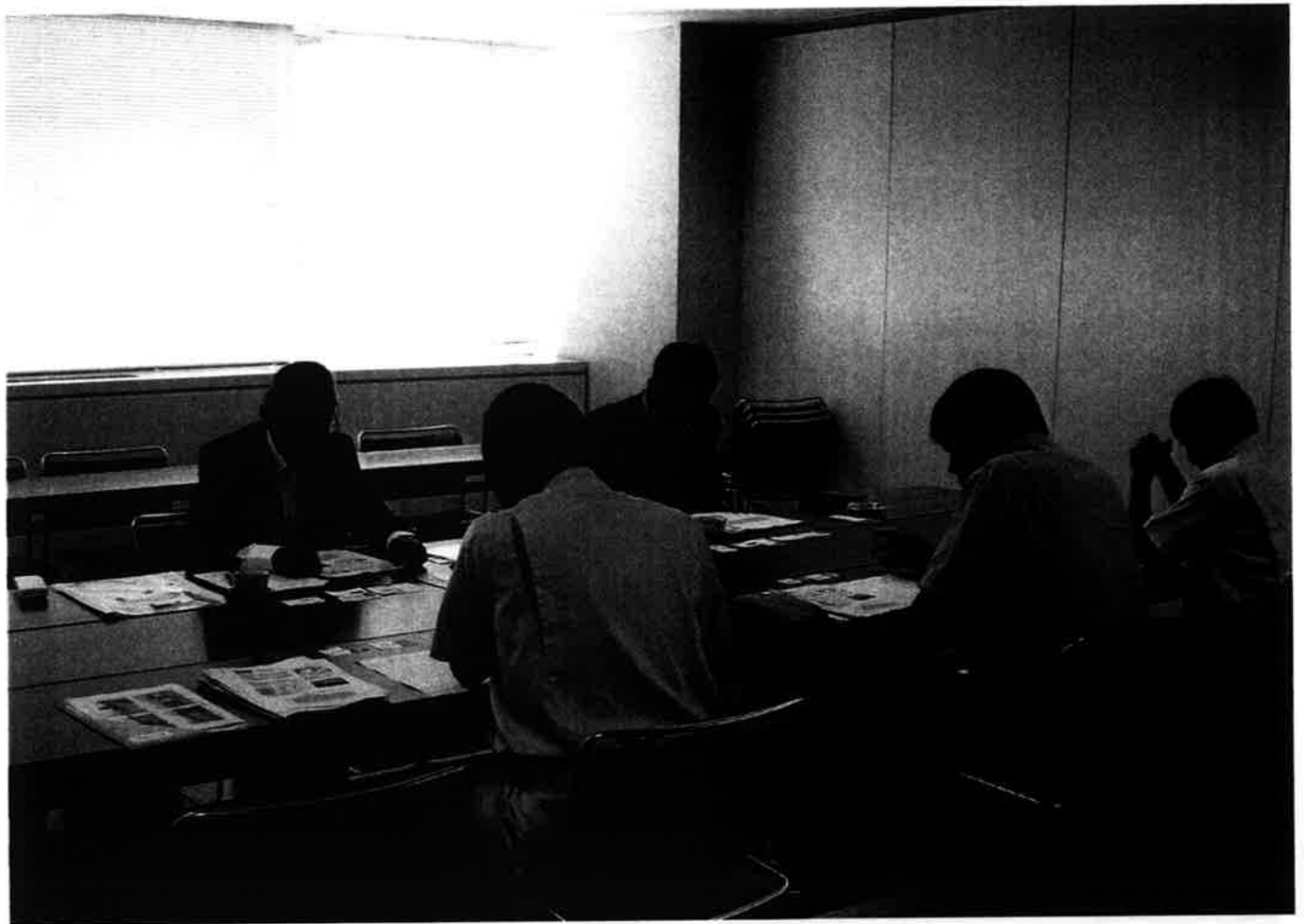
両自治体共に取り組んでいる単独事業は三好市に取っても今後の政策課題として参考になる内容であった。特に道整備については事業者の減少が避けられない状況になりつつあり地域住民の協働事業としての取り組みが検討されてもよいのではないかと思われる。

2019（令和元）年7月25日（長野県栄村視察研修）



2020（令和元）年7月26日（長野県飯山市視察研修写真）





栄村の独自事業と考え方

1	栄村概況
2	広域行政
3	田直し事業
4	道直し事業
5	高齢者の現状
6	げたばきヘルパー
7	介護保険事業
8	雪害対策事業
9	デマンド交通の概要



長野県の最北端に位置する栄村は、東西19.1キロメートル、南北33.7キロメートル、周囲106キロメートルにおよび、271.51平方キロメートルの広大な面積を有しており、その92.8%を山林原野が占める。

また9市町村と接しているため境界線は複雑なラインを描いており、北部を千曲川が東西に横断し、志久見川・中津川が南北を縦断して流れ、これらの川の沿岸平坦部に集落を形成。

南部は烏甲山、苗場山を中心に2,000m級の山々が連なる山岳地帯で、日本海型の気候により全国でも有数の豪雪地。



日本百名山 苗場山 山頂周辺

栄村の概況



村章

村木の桐の花の紫色を背景にさかえの頭文字である「さ」を、希望と躍進の願いを込めて、生き生きと表象化したものです。



村の木「桐」

天に向かって真っ直ぐに伸びる桐は、未来に向かって限りない発展をめざす栄村にとってもっともふさわしい木です。



村の花「かたくり」

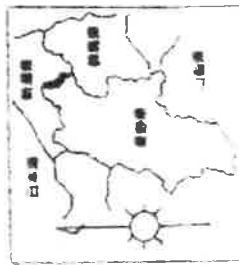
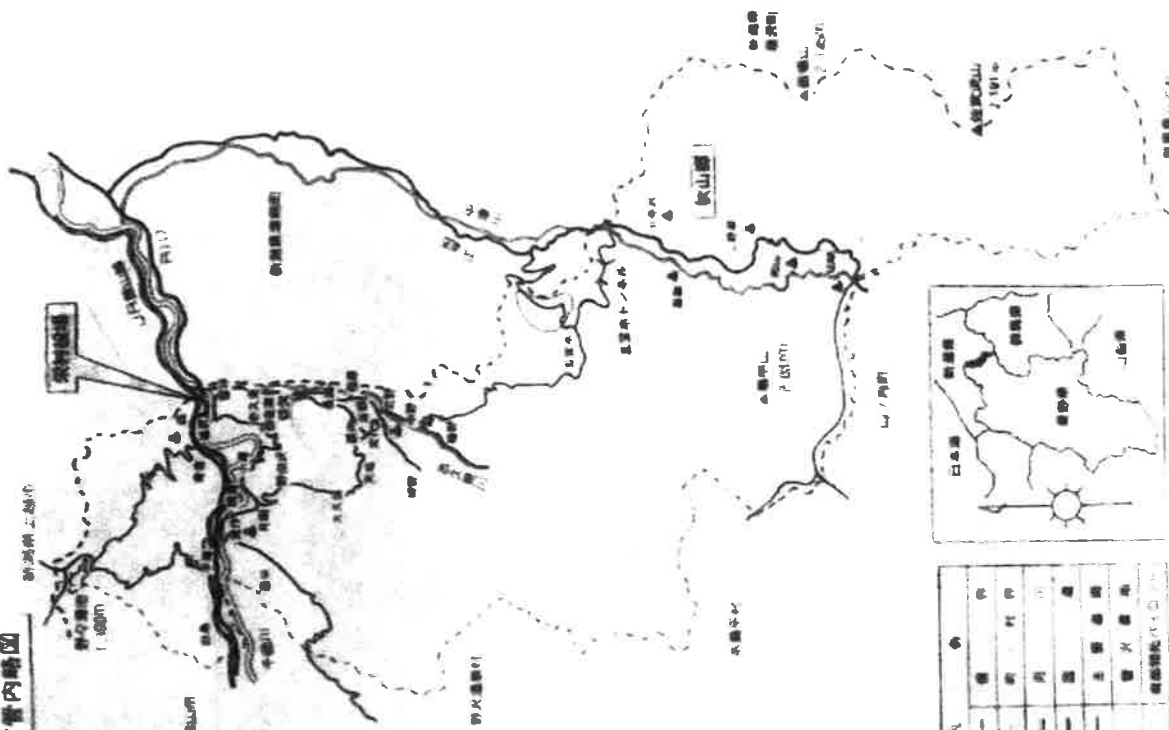
寒霜に耐えて、春真っ先に咲く美しくも可憐な花は、万葉集にも多く登場する馴染み深い花。村内各地に群生し、風にゆれる姿は、春の喜びと希望を与えてくれます。



村の鳥「フツボウソウ」

緑豊かな栄村のブナ林が数少ない繁殖場所となっている貴重な鳥で、長野県の天然記念物に指定されています。森林の空石鳥とも呼ばれる美しい鳥で、限りない夢を与えてくれます。

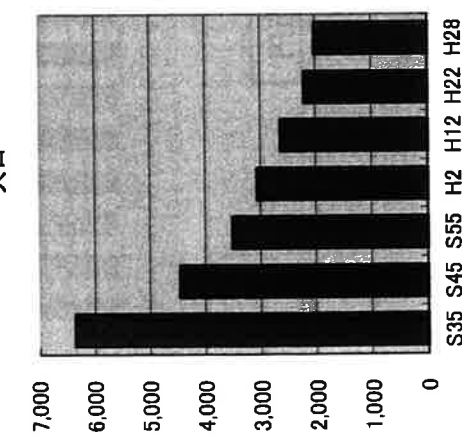
栄村管内略図



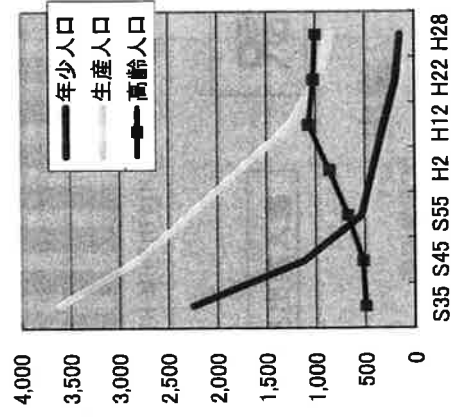
栄村	〒378-0001
郵便番号	378-0001
市町村	栄村
郡	山田郡
県	長野県
面積	1,100.00 ㎡
人口	1,100 人
人口密度	100 人/㎡
人口増加率	100%

人口の推移及び状況

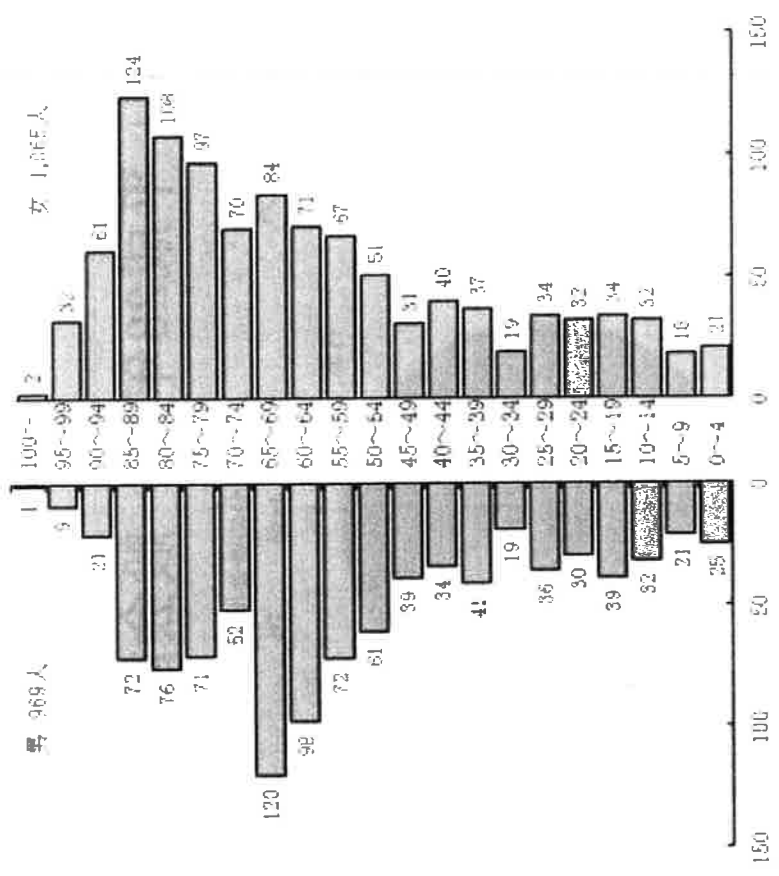
人口



人口割合



人口ピラミッド
(平成28年4月1日現在)

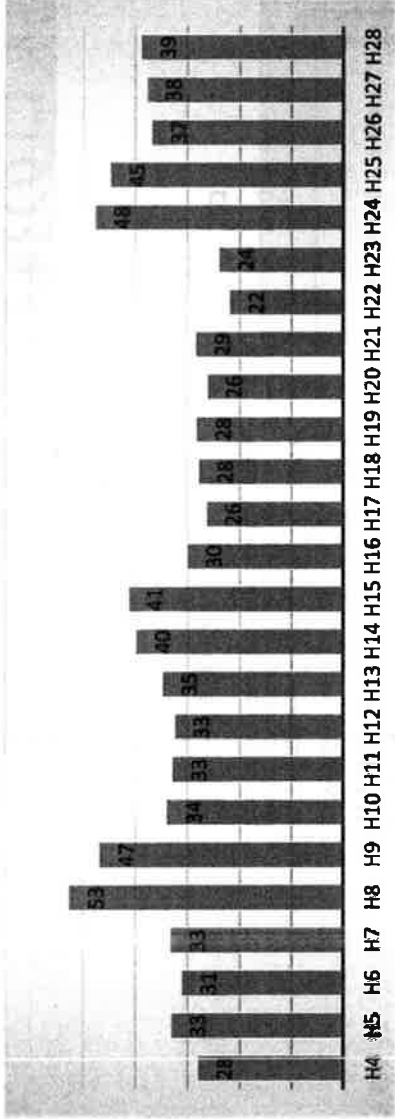


	S35	S45	S55	H2	H12	H22	H28
年少人口	2,245	1,115	533	421	308	193	148
生産人口	3,618	2,812	2,293	1,771	1,257	999	870
高齢人口	498	522	676	861	1,073	1,023	1,000
総人口	6,361	4,449	3,502	3,053	2,638	2,215	2,018
年少割合	35.3%	25.1%	15.2%	13.8%	11.7%	8.7%	7.3%
生産割合	56.9%	63.2%	65.5%	58.0%	47.6%	45.1%	43.1%
高齢割合	7.8%	11.7%	19.3%	28.2%	40.7%	46.2%	49.6%

※S35とH28は住民基本台帳から、その他は国勢調査の数値。

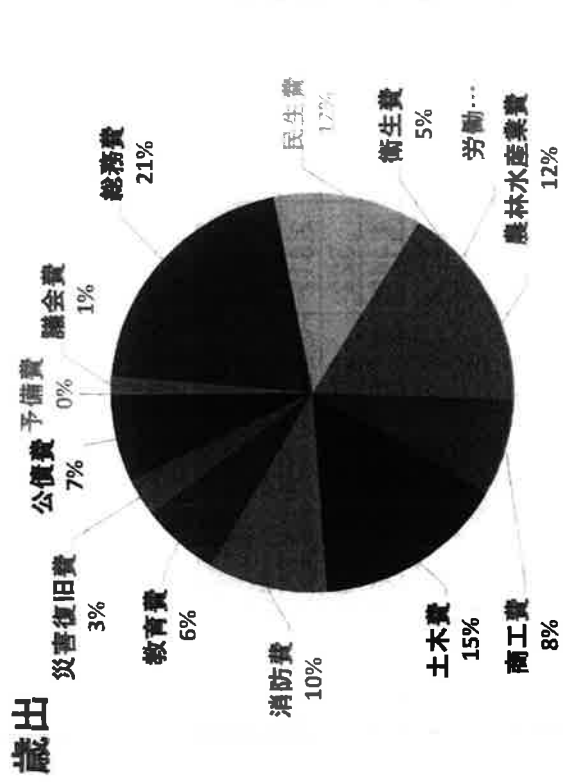
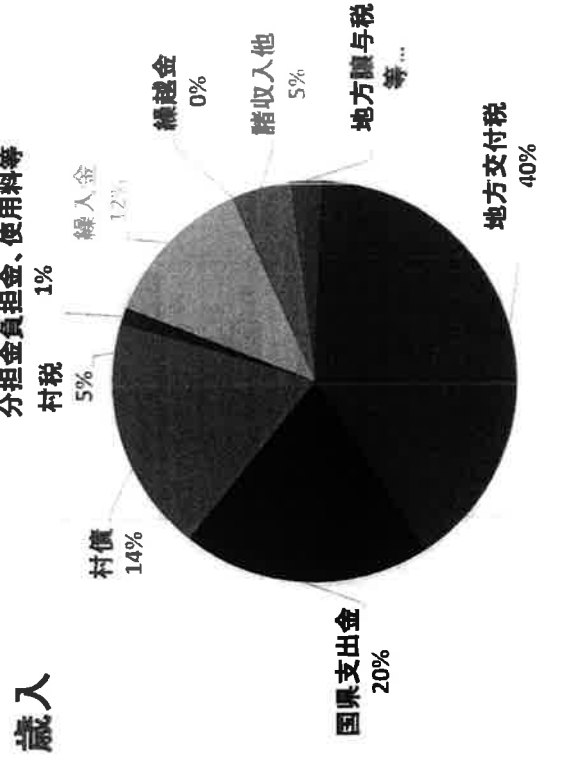
栄村の財政状況

一般会計予算の推移



平成28年度一般会計予算の内訳

歳入歳出とも38億8500万円



広域行政

1 北信広域連合

- (1) 構成市町村
中野市、飯山市、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、栄村
- (2) 業務
特別養護老人ホーム6施設、養護老人ホーム2施設

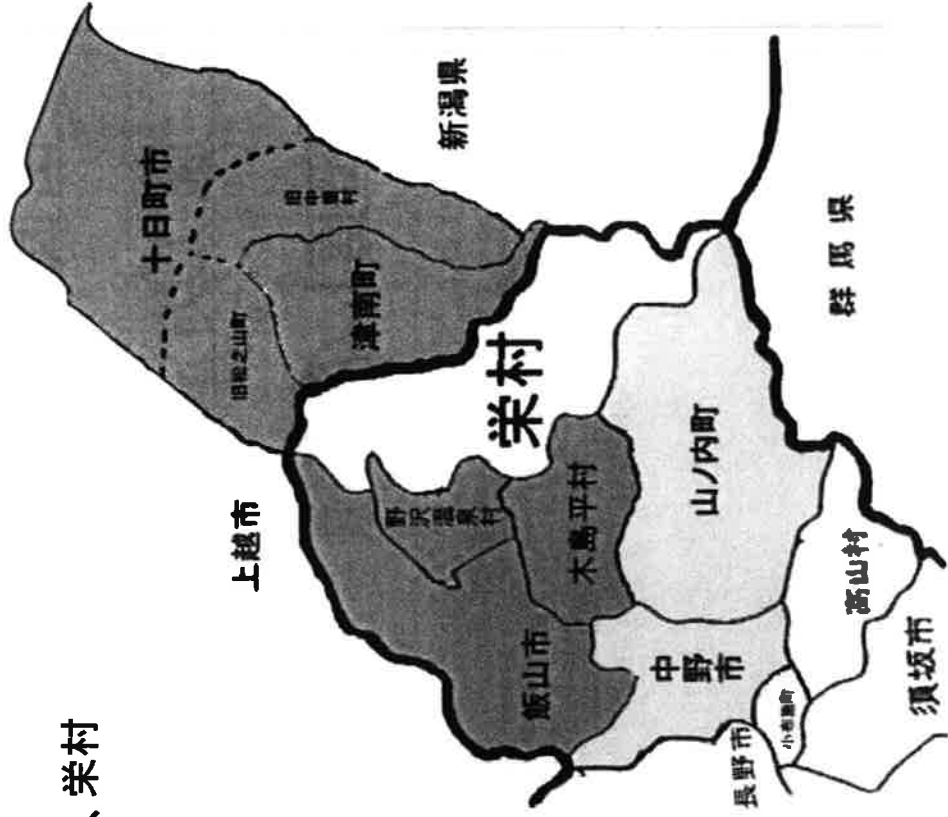
2 岳北広域行政組合、岳北消防本部

- (1) 構成市町村
飯山市、木島平村、野沢温泉村、栄村
- (2) 業務内容
常設消防

※クリーンセンター業務へは加入していない

3 津南地域衛生施設組合

- (1) 構成市町村
津南町、十日町市(旧松之山町・旧中里村)、栄村
- (2) 業務内容
ゴミ処理、し尿処理、火葬



村単「田直し」事業

1 田直しの基本的な考え方

2 施工方法、一連の流れ

3 田直しの実績



田直しの基本的な考え方

- 1 山村の棚田地域の地形に合わせて農家が使いやすいように区画整理する(希望により排水、搬入路等の整備を特別に行う)
- 2 農家負担の軽減を図る(10アールあたり40万円以内を目途)
- 3 村の基幹産業の基盤である水田の維持、荒廃抑制
- 4 集落営農の推進

田直しの施工方法

1 直営方法	オペレーターは村臨時職員 (機械はリース)
2 設計積算	現場において農家、施工職員、村担当者で協議し、その場で農家の意向を十分取り入れて概算費を算定
3 施行	内容等了解を得て着工(設計書なし)
4 出来高精算	完了次第、村担当者が出来高精算
5 農家負担	50% ※ 重機運搬費は農家負担
6 融資	① 元年度から11年度事業分まで 農地保有合理化促進事業の遊休農地整備事業に基づき基金《(財)県農業開発公社 6年償還、内1年据置、無利子》 ② 12年度から17年度事業分まで 農地保有合理化促進事業の遊休農地整備事業に基づき基金《(財)県農業開発公社 6年償還、内1年据置、利子0.95%》※村が利子補給 ③ 18年度事業分 JA北信州みゆき農協より融資《6年以内償還、利子2%定率》※村が利子補給



現場で農家と職員で協議して概算費算定後、内容等了解を得て着工



作業完了後職員が出来高精算し農家へ請求(負担率50%)

田直しの実績

年度	事業		実績		事業費		負担割合					
	ほ場整備の内訳 整備前	受益 戸数	農道整備 (m)	暗渠排水 (m)	その他	機械作業費 (円)	資材費 (円)	計 (円)	村費負担 (円)	農家負担 (円)	融資資金 (円)	
元	131枚 → 40枚	2.30ha	27	150	1,090		7,769,400	1,076,612	8,846,012	3,828,902	5,017,110	5,000,000
2	100枚 → 40枚	3.30ha	46	1,328	2,967		10,863,575	2,575,063	13,438,638	5,475,464	7,963,174	7,940,000
3	139枚 → 38枚	3.00ha	41	323	796		9,913,050	1,166,798	11,079,848	5,279,525	5,800,323	2,800,000
4	145枚 → 54枚	2.90ha	29	280	328		10,808,550	1,232,382	12,040,932	5,349,376	6,691,556	5,970,000
5	116枚 → 39枚	2.80ha	30	225	1,252		9,829,451	1,407,430	11,236,881	4,846,842	6,390,039	5,799,000
6	99枚 → 38枚	4.00ha	27	580	334	客土 0.40ha	11,352,700	369,429	11,722,129	5,836,206	5,885,923	5,570,000
7	85枚 → 30枚	3.10ha	26		240		10,238,866	1,033,042	11,271,908	5,558,919	5,712,989	4,830,000
8	64枚 → 25枚	2.90ha	26		490		9,057,875	766,205	9,824,080	4,780,270	5,043,810	4,170,000
9	55枚 → 20枚	2.20ha	24	60	324	客土 0.40ha	7,446,000	905,200	8,351,200	4,102,823	4,248,377	3,940,000
10	62枚 → 27枚	1.90ha	30	65	495	客土 0.20ha	6,853,638	719,509	7,573,147	3,547,798	4,025,349	2,560,000
11	53枚 → 19枚	2.60ha	34	165	424	客土 0.20ha	9,747,937	881,162	10,629,099	5,707,577	4,921,522	4,310,000
12	81枚 → 37枚	2.60ha	29	65	1,156		9,342,825	1,324,865	10,667,690	5,579,047	5,088,643	4,220,000
13	46枚 → 15枚	2.20ha	27	100	564		6,440,725	825,329	7,266,054	3,508,637	3,757,417	2,000,000
14	75枚 → 28枚	2.40ha	33	193	430	客土 0.20ha	9,177,500	1,355,340	10,532,840	5,429,704	5,103,136	2,700,000
15	39枚 → 19枚	2.50ha	26	50	1,423		6,698,900	1,116,080	7,814,980	4,950,096	2,864,884	2,260,000
16	30枚 → 13枚	2.50ha	30	80	1,228	客土 0.30ha	8,999,475	1,492,880	10,492,355	4,970,601	5,521,754	980,000
17	37枚 → 12枚	1.20ha	24	260	270		5,131,125	782,701	5,913,826	2,868,826	3,045,000	1,000,000
18	46枚 → 12枚	1.20ha	22	20	670		4,443,050	448,102	4,891,152	2,322,069	2,569,083	905,000
19	11枚 → 8枚	0.60ha	13	90	338	客土 0.06ha	1,483,461	301,931	1,785,392	714,034	1,071,358	0
20	23枚 → 7枚	0.79ha	16	100	224	客土 0.21ha	1,959,750	173,296	2,133,046	1,011,925	1,121,121	0
21	17枚 → 5枚	0.78ha	14	93	350		2,924,753	211,253	3,136,006	1,631,630	1,504,376	470,000
22	22枚 → 11枚	0.80ha	13	40	289		2,387,000	254,168	2,641,168	1,229,392	1,411,776	0
23	無し							0				
24	無し		4		264		373,600	210,999	584,599	275,501	309,098	0
25	8枚 → 5枚	0.60ha	15	100	932		1,761,900	529,156	2,291,056	1,078,794	1,212,262	0
26	16枚 → 8枚	0.61ha	20	10	472	玉砂利 0.05ha	2,131,662	454,683	2,586,345	1,154,720	1,431,625	0
27	27枚 → 13枚	1.05ha	11		236	玉砂利 0.22ha	1,993,890	444,337	2,438,227	1,120,297	1,317,930	0
計	1,527枚 → 563枚	50.83ha	637	4,377	17,586		169,130,658	22,057,952	191,188,610	92,158,975	99,029,635	67,424,000

直営道路改良(道直し)事業

- 1 道直し事業の目的
- 2 事業の進め方
- 3 道直し作業員の概要
- 4 事業の実績等

道直し事業の目的

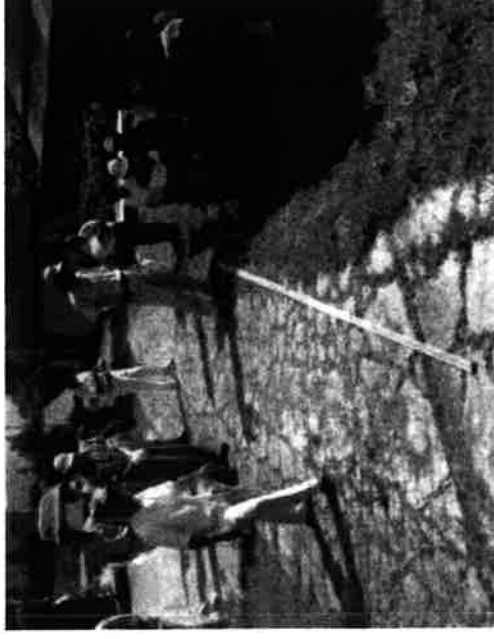
- 1 地区内道路を中心に村単独で改良を行う
- 2 冬期間における地区内道の交通確保が重要な課題（高齢化が進み個人での道踏みが困難なため）で、地区内道を機械除雪が行える最低3.5m以上の幅員とする
- 3 可及的速やかに多くの道路を整備する必要があるため住民と協働して安価に実施する



<地区住民と計画協議>

道直し事業の進め方

- 1 各集落から役場へ路線の改良要望提出
- 2 道路線形の概略、土地交渉等については事前に各集落で行う
- 3 3カ年の村実施計画で優先順位を決定
- 4 工事着手前の現地調査、施工方法についての協議を地主、関係者、村で行う
- 5 工事に着手
- 6 工事が完了したら、道路と民地の境を地主立会いで確認し杭打ちを行い、測量後用地買収を行う
- 7 工事費を精算し、地元負担金を算出、徴収(賃金を除く35%)



道直し作業員の概要

- 1 2名の臨時職員で編成する作業班が現場で作業を行う
- 2 産業建設課の担当職員は現場指導、原材料代、用地代の支払や地元負担金の徴収等にかかる事務を行う
- 3 作業班は道直しの他に田直し、除雪作業、水道修理、道水路の維持管理も行っている

村所有の主な機械

ミニバックホー 1台、0.25級バックホー 1台、2tダンプ 2台、
振動ローラー 1台、溶接機 1台 など

道直し事業実績等

年度別事業実績

年度	施工延長 (m)	幅員 (m)	事業費計 (円)	実施路線数 (本)	1m当事業費 (円)	1m ² 当事業費 ※ (円)	地元負担金 (円)
5	220	4.0	11,361,000	3	51,641	12,910	755,888
6	580	4.0	17,756,000	2	30,614	7,653	2,291,545
7	733	3.5~4.0	18,705,000	3	25,518	6,380	1,959,289
8	1,005	3.5~4.5	18,297,000	4	18,206	4,551	1,986,038
9	921	2.5~4.0	20,147,000	3	21,875	5,469	1,152,927
10	450	3.5~4.0	19,584,000	3	43,520	10,880	2,785,746
11	690	3.5~5.0	19,313,000	2	27,990	6,997	2,571,816
12	740	3.5~5.0	31,006,000	5	41,900	10,475	4,949,708
13	850	3.5~4.0	37,287,000	8	43,867	10,967	3,790,988
14	1,728	3.5~4.5	64,455,915	11	37,301	9,325	7,055,238
15	431	3.5~4.0	11,187,860	3	25,958	6,489	1,275,813
16	390	3.5~4.0	7,510,099	1	19,257	4,814	1,048,580
17	30	4.0~4.5	1,401,816	1	46,727	11,682	249,939
18	400	3.5~4.0	7,542,826	2	18,857	4,714	1,883,988
19	130	3.5~4.0	6,423,873	4	49,414	12,354	1,234,054
20	165	3.5~4.0	3,429,127	1	20,783	5,196	1,200,194
21	382	3.5~4.0	6,351,010	4	16,626	4,156	1,243,916
22	154	3.5	1,469,723	2	9,544	2,386	514,400
23	無し	-	0	0			
24	無し	-	0	0			
25	無し	-	0	0			
26	26	4.0	1,519,251	1	58,433	14,608	531,737
27	74	3.5~6.0	1,915,959	1	25,891	6,473	670,585
計	10,099	最低3.5以上	306,663,459	64	平均31,696	平均7,924	39,152,389

※幅員を4mとした場合

高齢者の現状

平成28年4月1日現在

人口・高齢化の状況

	人口	65歳以上	高齢化率
男	969	422	43.55%
女	1,065	578	54.27%
計	2,034	1,000	49.16%

ヘルパー派遣世帯数

世帯数	比率	常勤ヘルパー数
22	2.51%	3
げたばきヘルパー		78

一人暮らし高齢者数

	年齢別構成			世帯比率
	65～79	80～89	90以上	
合計				
男	27	20	4	5.81%
女	35	55	7	11.16%
計	62	75	11	16.97%

老人ホーム入所者数

施設名	特別養護老人ホーム										合計
	養護老人ホーム					フランセーズ悠					
定員	北信広域連合					広域外					
	高社寮	千曲荘	高社寮	千曲荘	高社寮	さかえ	なかの	恵福園	大豆島	松湯の里 2号館	
50	50	60	70	60	70	90	90				700
1	1	1	1	1		31	1	1	1	1	39
栄村出身の 入所者数											

げたばきヘルパー概要

平年2～3mの積雪地にあり、山里に点在した集落で24時間ヘルパーが駆けつけ安否の確認と介護と介護ができる態勢づくりを期するもの。「げたばきヘルパー」の名前は近所、隣なら下駄を履いて真夜中でも雪の中でも駆けつけられる、という事から名付けられた。

げたばきヘルパーは、31集落の有資格者の住民ヘルパーが村社会福祉協議会に登録し、村内集落を8地区に分け、ヘルパーによるワーキングチームを作り、24時間の介護を実現させるもので、住民パワーをもって住民による安心ネットで高齢者が住みなれた郷土で希望を抱き安心して暮らせる村づくりを目指す。

●げたばきヘルパー登録者数(平成28年4月1日現在)

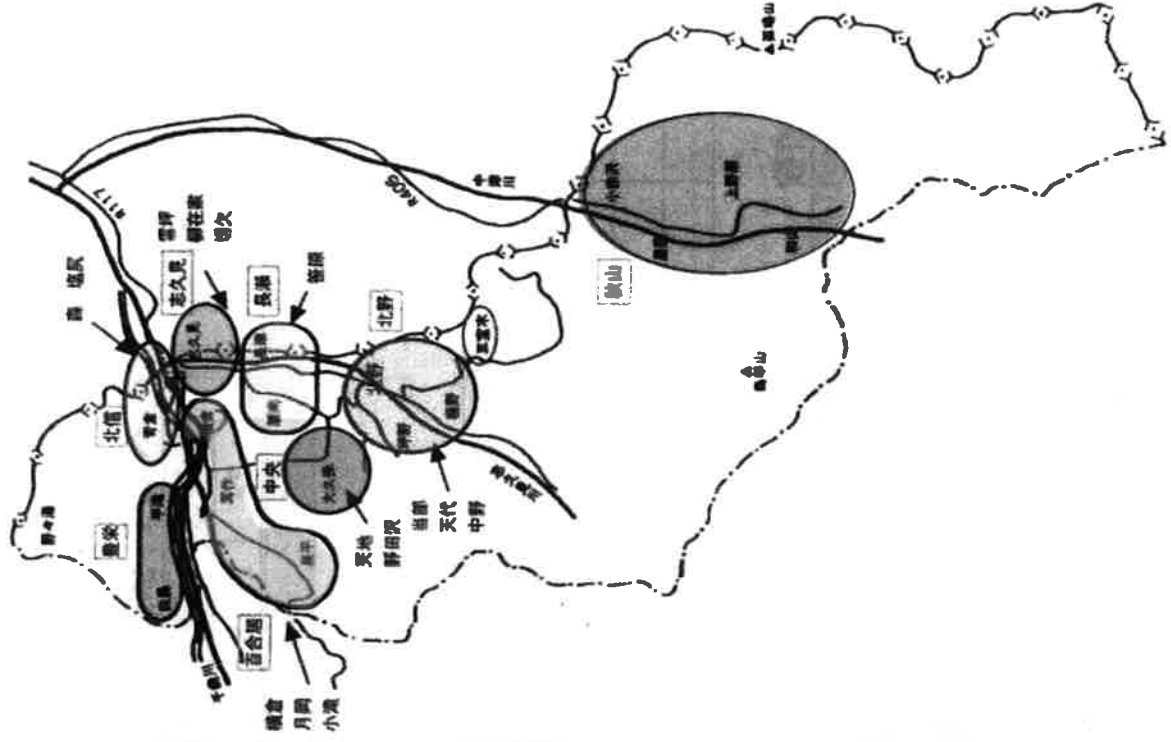
級別	1級	2級	3級	介護職員初任者研修修了者	合計
人数	0名	46名	23名	9名	78名

○級別げたばきヘルパー資格取得者数(延べ数)

級別	2級	3級	合計
人数	67名	168名	235名

●げたばきヘルパーの報酬

介護保険給付	身体介護	1,850円/時
その他の活動	家事支援	1,100円/45分
	その他の活動	770円/時



げたばきヘルパー活動状況

平成27年度活動状況

サービス内容	人数	日数、時間	賃金支払額
ホームヘルプサービス	114	1,163時間	2,627,613
配食サービス	24	2,585食	775,500
地域見守り事業	200	1,665時間	499,500
合計	338		3,902,613
月平均	28		325,218

平成28年度活動計画

サービス内容	日数、時間	賃金見込額
ホームヘルプサービス	1,168時間	2,640,000
配食サービス	2,960食	888,000
地域見守り事業	2,000時間	600,000
合計		4,128,000
月平均		344,000

サービス別登録状況

サービス内容	登録人数
ホームヘルプサービス	15
配食サービス	9
地域見守り事業	37
延べ人数	61
げたばきヘルパー人数	78

年齢別人数

年齢別	女性	男性	計
20～29歳	2	—	2
30～39歳	1	—	1
40～49歳	9	—	9
50～59歳	21	—	21
60～69歳	26	3	29
70歳以上	15	1	16
合計	74	4	78



⇒資料目次へ

介護保険事業概要

要介護(要支援)認定者数(平成28年4月1日現在)

区分	(単位:人)					計
	要支援1	要支援2	経過的要介護	要介護1	要介護2	
第1号被保険者	31	16		30	30	184
第2号被保険者						0
総数	31	16	0	30	30	184

要介護(要支援)者の主なサービス利用状況(平成27年度実績)

区分	(単位:件)					計
	要支援	要支援2	経過的要介護	要介護1	要介護2	
施設介護				46	90	684
訪問介護	25	26		75	89	285
訪問入浴介護				1		34
訪問看護	8			12	14	67
通所介護	177	128		151	187	762
通所リハビリ	23	20		39	38	162
福祉用具貸与	31	104		112	107	546
短期入所	7			39	59	199
総数	271	278	0	475	584	2,739

施設介護サービス受給者数(平成28年4月1日現在)

区分	(単位:人)			計
	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	
第1号被保険者	35	23		58
第2号被保険者				0
総数	35	23	0	58

介護保険事業概要

介護給付費状況

(単位:円)

区分	20年度支出額	21年度支出額	22年度支出額	23年度支出額	24年度支出額	25年度支出額	26年度支出額	27年度支出額
居宅介護	59,420,157	56,258,199	63,162,466	66,930,093	66,740,103	78,504,347	98,725,232	107,068,393
施設介護	146,330,801	148,878,900	148,658,774	170,647,849	177,938,641	170,714,710	169,463,808	170,175,440
福祉用具購入	284,152	248,400	198,036	191,520	279,855	327,868	233,388	274,338
住宅改修	275,838	746,766	679,278	269,569	752,011	562,524	650,564	421,015
計画給付	8,607,780	6,841,330	7,205,970	7,638,260	8,116,139	9,025,239	10,976,273	10,963,843
高額介護	6,166,187	6,734,397	7,689,157	7,794,139	8,282,036	7,131,376	6,222,839	7,760,466
特定入所	26,659,780	26,350,750	25,249,400	27,607,920	26,314,360	26,178,240	24,676,845	27,238,640
居宅予防	13,934,439	14,517,234	13,733,721	9,101,227	9,272,546	12,292,839	10,718,559	10,041,624
予防用具	13,500	183,906	53,388	98,624	102,222	230,760	157,500	119,520
予防計画	1,900,500	2,012,080	1,854,040	1,112,040	1,201,960	1,637,960	12,576,811	1,835,160
予防住宅改修	422,793	362,460	193,027	-	-	148,743	422,492	207,774
計	264,015,927	263,134,422	268,677,257	291,391,241	298,999,873	306,754,606	334,824,311	336,106,213

第1号被保険者保険料(平成27～29年度)【月額5,200円に設定】

段階	対象者	徴収率	保険料
第1段階	生活保護受給者もしくは世帯全員非課税かつ本人の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下	50%	31,200(2,600)
第2段階	世帯全員が村民税非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以上120万円以下	75%	46,800(3,900)
第3段階	世帯全員が村民税非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入の合計が120万円以上	80%	49,920(4,160)
第4段階	世帯に課税者がいるが本人が住民税非課税で合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下	90%	56,160(4,680)
第5段階	世帯に課税者がいるが本人が住民税非課税で合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以上	100%	62,400(5,200)
第6段階	本人が住民税課税かつ合計所得金額が120万円未満	130%	81,120(6,760)
第7段階	本人が住民税課税かつ合計所得金額が120万円以上190万円未満	150%	93,600(7,800)
第8段階	本人が住民税課税かつ合計所得金額が190万円以上290万円未満	170%	106,080(8,840)
第9段階	本人が住民税課税かつ合計所得金額が290万円以上	190%	118,560(9,880)

※カッコは月額

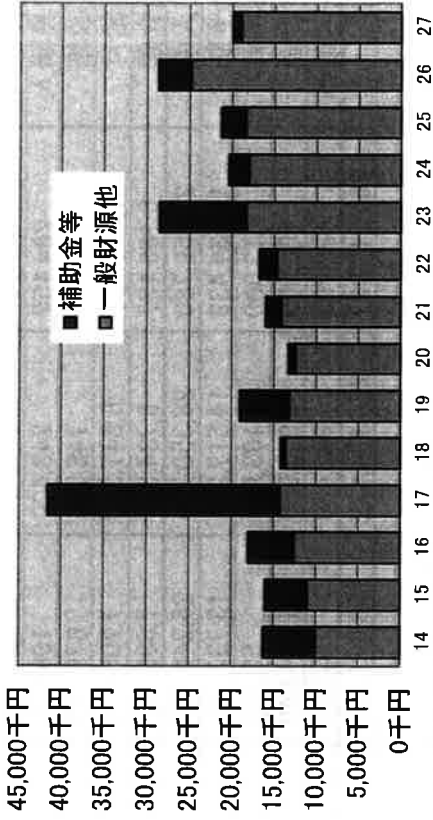
雪害対策事業

栄村は、日本でも有数の豪雪地で平均積雪は3mにもなり、昭和20年2月12日にはJR森宮野原駅構内で7m85cmの積雪を観測し、同JR駅に日本最高積雪記録として積雪標柱が建てられています。

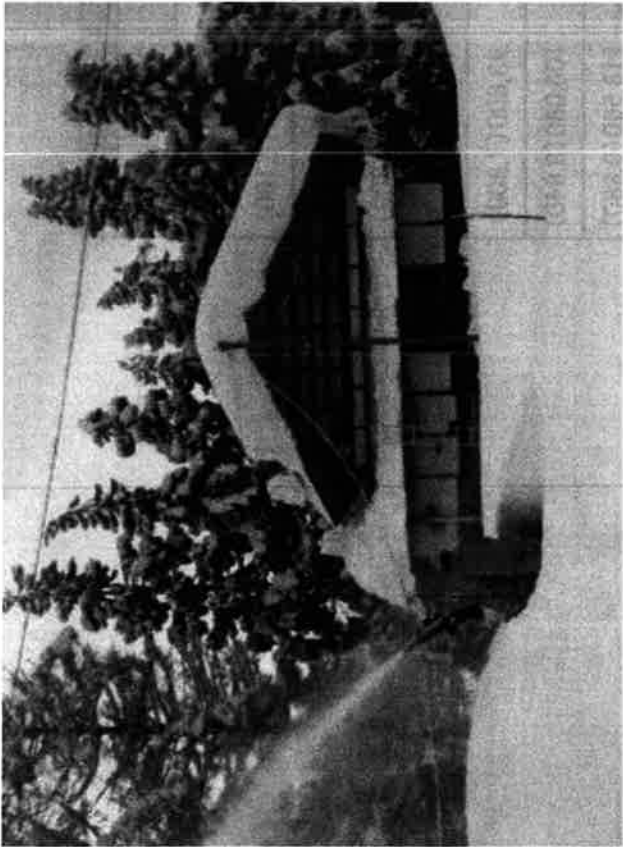
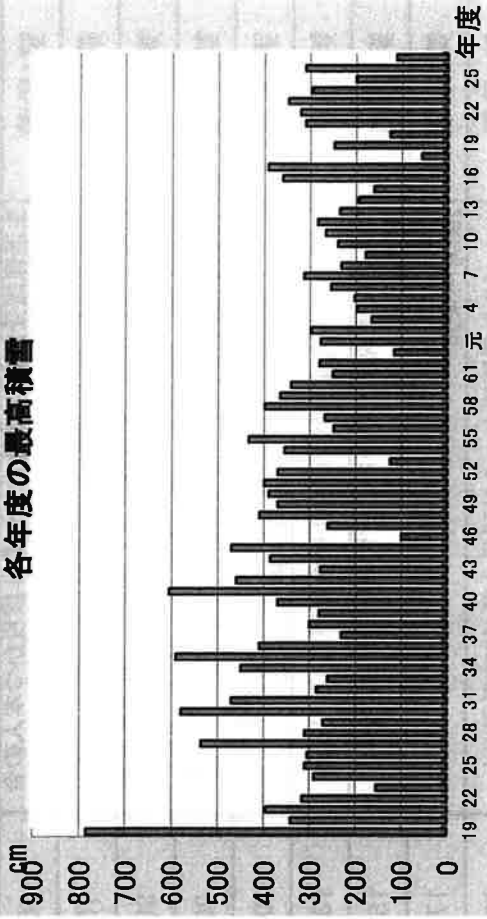
1 雪害対策救助員事業

2 道踏み支援事業

雪害対策救助員経費



各年度の最高積雪



雪害対策救助員事業

住民の高齢化と過疎化により、自力では住宅屋根の雪下ろしや排雪が困難な世帯が増加し、除雪作業を頼める人材も少なくなってきたことから、昭和52年12月に村独自の「雪害対策救助員設置要綱」を制定して、救助員を派遣して冬期間における住民の安全と生活環境の維持向上を図る。

①雪害対策救助員 20名(6班で班長6名)

毎年、12月15日から翌年の3月31日まで村の非常勤特別職員として委嘱。

なお、集中豪雪等で雪害対策救助員での対応が困難となった場合は、補助員を応急的に雇用する。

②報酬等

雪害対策救助員	金額	備考
班長(日額)	14,200円	雪が降らない場合もあるので特機所得保障がある(12月・5日、1～3月：各15日) 計50日
班員(日額)	13,650円	
雪害対策補助員(日額)	13,650円	

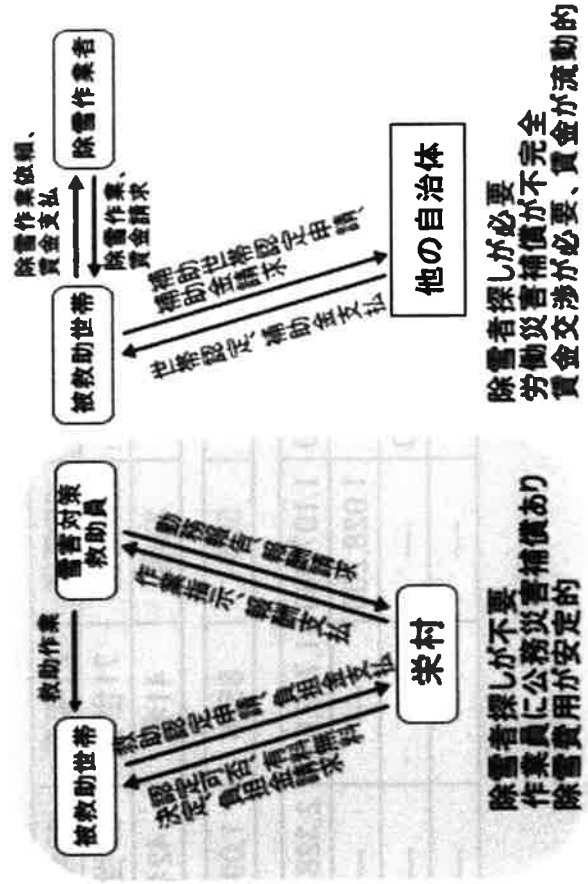
③有料世帯が負担する額(1時間当たり単価)

作業費	金額(円/h)
雪下ろし	1,750
スノーロータリー	1,700
D3ブルドーザー	3,000
バックホー	3,000

④派遣先世帯の状況

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
対象事由(世帯)	154	162	140	150	150	165	161
老人	1	2	3	3	2	3	2
障害者	2	2	2	1	1	1	0
その他	0	1	2	2	2	2	0
計	157	167	147	156	155	170	163
対象戸数(棟)	114	118	107	127	119	128	134
住宅(無料)	32	40	32	29	30	20	23
住宅(有料)	57	57	52	45	50	51	43
物置(有料)	58	60	52	58	55	55	56
公共施設	261	275	243	259	254	254	256

⑤雪害対策救助員制度と除雪補助事業の比較



道踏み支援事業

自力で自宅から除雪路線までの道踏みが困難で、他からの支援が望めない世帯に対し、平成12年度から村が道踏み支援員等を派遣し、無料で道踏みを支援している。

平成17年度から国の介護予防生活支援補助金が廃止になったため、平成19年度まで県単補助金を充てていた。

道踏み支援員 賃金

人力(かんじき)	2,000円／1時間当たり
スノーロータリー	2,700円／1時間当たり

道踏み支援事業費等

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
支援対象世帯数	66世帯	68世帯	71世帯	87世帯	75世帯	74世帯	70世帯	83世帯	81世帯
道踏み支援員数	35名	33名	41名	42名	40名	44名	42名	47名	40名
実施延べ時間	1,067h	564h	857h	1,090h	1,395h	1,410h	1,182h	1,529h	475h
事業費	2,083,320	1,107,080	1,773,670	2,328,140	3,057,440	2,975,400	2,641,890	3,952,986	1,150,402
国庫補助金	—	1,028,200	—	—	—	—	—	—	—
県補助金	2,083,000	—	—	—	—	—	—	—	—
災害救助費補助金	—	—	—	—	—	—	—	—	—

協働のみちづくり事業について

飯山市建設水道部道路河川課

○飯山市の道路整備・維持管理に関する事業

1. 飯山市の道路状況

市道 路線数 1,612路線、 延長 762km

道路種別	路線数	実延長(m)	改良済(5.5m以上)		改良済		舗装済(簡易除く)		舗装済		橋梁		トンネル		交通不能延長(m)	歩道等設置道路延長(m)	
			延長(m)	率	延長(m)	率	延長(m)	率	延長(m)	率	数	延長(m)	数	延長(m)			
国県道	一般国道	3	47,642.2	33,237.9	69.8	40,803.9	85.6	29,252.7	61.4	47,600.7	99.9	35	1,475.0	8	1,508.2	0.0	19,277.6
	主要地方道	4	41,759.5	30,646.8	73.4	39,593.6	94.8	22,864.7	54.8	41,759.5	100.0	9	439.0	2	513.5	0.0	15,689.9
	一般県道	12	42,327.2	18,527.7	43.8	26,336.2	62.2	5,679.1	13.4	37,290.3	88.1	20	1,103.8	1	426.3	15.0	9,996.3
国県道計		19	131,728.9	82,412.4	62.6	106,733.7	81.0	57,796.5	43.9	126,650.5	96.1	64	3,017.8	11	2,448.0	15.0	44,963.8
市道	1級	33	75,671.0	39,613.0	52.3	69,014.0	91.2	3,683.0	4.9	68,981.0	91.2	26	321.0	0	0.0	3,449.0	14,543.0
	2級	41	46,161.0	11,183.0	24.2	41,231.0	89.3	1,039.0	2.3	41,378.0	89.6	17	136.0	0	0.0	1,580.0	1,469.0
	幹線系	74	121,832.0	50,796.0	41.7	110,245.0	90.5	4,722.0	3.9	110,359.0	90.6	43	457.0	0	0.0	5,029.0	16,011.0
	その他	1,538	640,143.0	57,281.0	8.9	359,857.0	56.2	47,480.0	7.4	299,822.0	46.8	191	2,429.0	1	45.0	177,622.0	5,617.0
	独立専用歩道	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.0	0.0
市道合計		1,612	761,975.0	108,077.0	14.2	470,102.0	61.7	52,202.0	6.9	410,181.0	53.8	234	2,885.0	1	45.0	182,701.0	22,628.0
市内総計		1,631	893,703.9	190,489.4		576,835.7		109,998.5		536,831.5		298	5,903.8	12	2,493.0	182,716.0	67,591.8

2. 道路新設改良整備 ※地元からの整備要望

◇交付金道路新設・改良事業

◇市道改良事業

◇協働のみちづくり事業

一定の地元寄付金を頂き市が整備を行う。

小規模な道路整備等で、市が原材料や重機を提供し、地元住民が施工する。

3. 道路維持修繕

◇道路維持事業

◇未舗装道路維持管理事業

◇市道舗装修繕事業

協働のみちづくり事業の概要

対象箇所	市道（※幹線的な市道を除く、 <u>地区内のいわゆる生活道路。</u> ）
対象工事	市道の改良や改修により利便性の向上や除雪作業の効率化、側溝等の維持管理の軽減を図ることを目的とした事業で、 <u>地元施工による市道のコンクリート舗装、狹隘区間の拡幅改良及び舗装、土留め工の設置、道路側溝等の改修</u> などが対象になります。
実施方法	実施区と市担当者が現地打合せを行い、対象工事の施工計画を立てます。 施工計画に基づき、生コンクリート、砕石、U字溝等のコンクリート製品、鉄筋などの原材料を市が発注して現場に納入し、施工に必要な重機や車輛（バックホー、タイヤショベル、ローラー、転圧機械、ダンプトラック、不整地運搬車等）は <u>実施区からリース会社等へ発注し、リース会社等からの請求により、その使用料を市が支払います。</u>
備考	比較的施工が容易な工種または構造物に限定し、土圧や荷重などの強度計算が必要なもの、 <u>高度な施工技術や施工資格を要するものは対象から除きます。</u> また、河川区域内や、地すべり及び急傾斜地等の指定区域内での施工はできません。 【詳細は、協働のみちづくり事業の「実施要領」「施行基準」を参照してください。】

協働のみちづくり事業 実施要領

1. 目的

この要領は、区と市が協働して、地域に即した特色ある道づくりを行うことにより、快適で安全な暮らしを確保することを目的とする。

2. 指針

協働のみちづくり事業は、市の技術支援を受けながら、区が施行することを原則とする。

3. 施行基準

協働のみちづくり事業の施行基準は次のとおりとする。

- (1) 市道認定された道路であること。
- (2) 拡幅改良の場合は、改良後の車道幅員が4.0m以上であること。
- (3) 用地は区において確保し、市へ寄付するものとする。
- (4) 道路潰れ地の測量は市が行い、登記は必要最小限行うこととする。
- (5) 事業量は、1区当たり1年につき100m以内を原則とする。

4. 支援基準

協働のみちづくり事業のため、市は次のとおり支援を行う。

- (1) 事業に要する建設資材の原材料は、市が支給する。
- (2) 建設重機を使用した場合は、区と協議のうえ市で使用料を支払う。
- (3) 支援する事業費は、一事業につき100万円以内とする。

5. 安全対策

施工実施区は、安全対策について全責任をもち、施工に際しては作業員全員が傷害保険に加入していなければならない。

建設局 部

6. その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

協働のみちづくり事業 施行基準

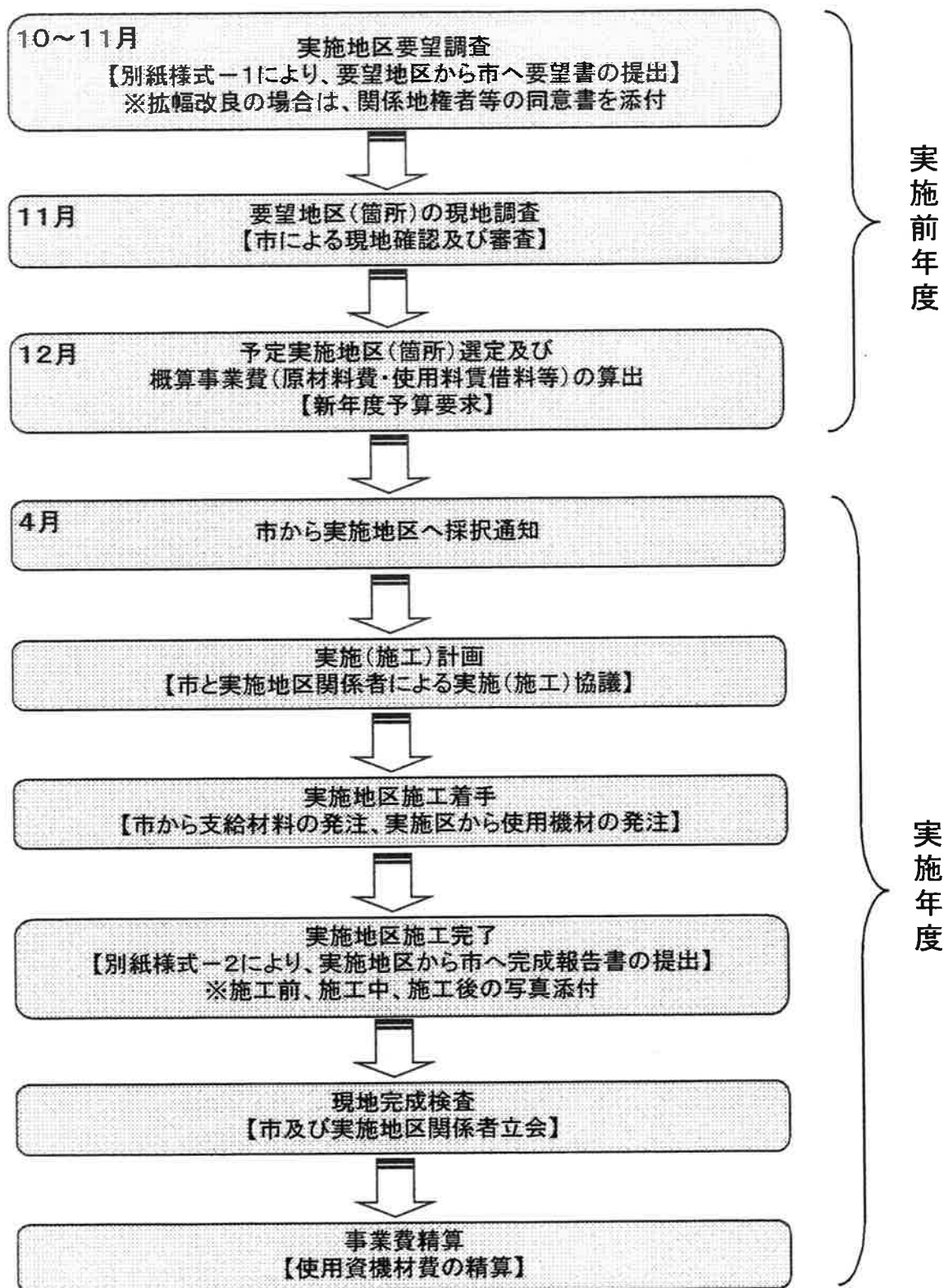
1. 事業内容

- (1) 複数年の継続事業も可とする。
- (2) 従来から実施している舗装用生コンクリート支給については、原則一区当たり20m³以内とする。
- (3) 市から支給する建設資材は下記のとおりとする。
 - ア：生コンクリート各種
 - イ：アスファルト合材各種
 - ウ：砕石各種
 - エ：コンクリート二次製品各種
 - オ：鉄筋各種
 - カ：その他市長が必要と認めた資材

2. 施行方法

- (1) 要望地区調査
 - ① 事業を要望する区は、実施要望(計画)書を提出するものとする。
 - ② 拡幅改良の場合は、地権者等の同意書を添付すること。
- (2) 地区決定
要望(計画)書をもとに市において審査のうえ、実施地区を決定し、通知する。
- (3) 実施(施工)計画
市の支援等により、区及び市が協議のうえ行うものとする。
- (4) 施工方法
 - ① 施工は全て実施区で行うこととするが、原材料支給資材の発注は市が行う。
 - ② 重機借り上げについては、区が借り上げ、請求により市が支払う。
 - ③ 支給材料の確認については、区長等が行う。
- (5) 工事の完成
実施区においては、施工完了後速やかに下記書類を市へ提出しなければならない。
 - ① 完成報告書
 - ② 施工前及び施工後の写真
 - ③ 市は完成報告書提出後速やかに区長等立会いにより完成確認をする。
- (6) 事業の完了
市は工事完成確認後、潰れ地を確定し、区から寄付採納を受け完了とする。

協働のみちづくり事業 フロー



※ 道路用地の取得を伴う場合は、工事施工に先立ち境界立会・用地測量を行い、竣工後に新たな境界を設定し、分筆登記する。(市が施行)


協働のみちづくり事業 過去3年間事業実績

年度	事業費 (千円)	箇所数	内 訳			
			現道舗装	拡幅改良	側溝整備	その他
			箇所	箇所	箇所	箇所
H28	24,547	46	23	14	6	3
H29	25,223	45	22	14	8	1
H30	23,827	41	20	12	5	4
計	73,597	132	65	40	19	8
3年平均	24,532	44	22	13	6	3


※市内集落数 107 (H30年度)

他市町村あり


【施工事例】




着工前:
自動車が走ることができず、生活に不便である上、緊急車両も通れず防災上も不都合がある。




地区の方による施工:
重機の運転等も地元区の方が行っています。



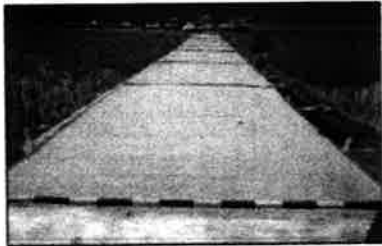
完成:
区民の皆さんの力で立派な道路が完成しました。



着工前:
田畑の管理に重要な路線で、通行量も多く、砂利道を解消したい。



地区の方による施工:
地元区民が協力し作業をしています。



完成:
立派な舗装が完了しました。

協働のむらづくり事業について

- ・ 協働のむらづくり事業の概要 1 P
- ・ 協働のむらづくり事業実施要領 2 P
- ・ 協働のむらづくり事業施行基準 3 P
- ・ 協働のむらづくり事業フロー 4 P
- ・ 協働のむらづくり事業過去3年間事業実績 5 P

けい

飯山市 経済部 農林課

協働のむらづくり事業の概要

対象箇所	農道、農業用排水路等
対象工事	<p>改良や改修により利便性の向上や維持管理の軽減、農林業の生産性の改善が図られる事業とし、<u>農道のコンクリート舗装、狭隘区間の拡幅改良及び舗装、土留め工の設置、農業用排水路等の維持修繕</u>などが対象になります。</p>
実施方法	<p>実施区と市担当者が現地打合せを行い、対象工事の施工計画を立てます。施工計画に基づき、生コンクリート・砕石・U字溝等のコンクリート製品・鉄筋などの原材料を市が発注し現場に納入をし、実施区は施工に必要な重機や車両をリース会社等へ発注し、その使用料は市が支払います。施工は全て実施区で行なうこととします。</p>
備考	<p>比較的施工が容易な工種または構造物に限定し、土圧や荷重などの強度計算が必要なもの、高度な施工技術や施工資格を要するものは対象から除きます。また、河川区域内や、地すべり及び急傾斜地等の指定区域内での施工はできません。この事業には、<u>地元協力金(事業費の5～15%)の納付が必要</u>です。</p> <p>【詳細は、協働のむらづくり事業の「実施要領」「施行基準」を参照してください。】</p>

1123表

協働のもりづくり事業について

- | | |
|-----------------------|-------|
| ・ 協働のもりづくり事業交付金の概要 | 1～2 P |
| ・ 協働のもりづくり交付金交付要綱 | 3～5 P |
| ・ 交付金の手続きの流れ | 6 P |
| ・ 協働のもりづくり事業過去3年間事業実績 | 7 P |

飯山市協働のもりづくり事業交付金の概要

(趣旨)

森林を支える地域は過疎化、高齢化が進んでおり、防災機能・資源機能・野生鳥獣との緩衝帯機能・保健機能など多くの機能を有する森林の管理が事実上困難となっています。

里山から離れつつある地域住民の森林への意識の高まりを目指し、多くの機能を有する森林の整備と保全を推進するため、当事業では市民が協働で森林整備を進める活動に交付金を交付します。

(交付対象者)

- (1) 集落(区)
- (2) 公共的団体等(市内に事務所等を有し、公共的活動又は地域の活性化に資する活動を営む構成員が3名以上の団体)

(交付対象森林) (以下のいずれかで0.1畝以上のまとまりのある森林)

- (1) 集落に隣接する里山
- (2) 交付対象者が所有・管理する森林

(交付金の交付額)

交付対象森林1ヘクタールあたり20万円以内とし、本事業により既に交付を受けた対象森林については1ヘクタールあたり10万円以内とする。

※ただし、交付金の限度額は50万円/年とする

(交付対象活動)

交付対象森林における下刈り活動にかかる経費を交付の対象とする。

また、下刈り活動を行った場合は、下記活動も交付対象とする

- (1) 森林保全活動(間伐、枝打ち、作業路の築造など)
- (2) 木質資源生成活動(薪炭材の生成、間伐材の搬出など)
- (3) 森林病虫害対策活動(森林病虫害の防除、枯損木の伐倒など)
- (4) 林産物生成活動(キノコのコマ打ち、クラフトアートなど)
- (5) 有害鳥獣防除対策活動(森林と集落との緩衝帯整備など)
- (6) その他森林整備に資する活動(木育活動、森林を利用したイベントの開催、森林整備に係る資格取得、保険費用など)

※この事業における「下刈り活動」とは、除伐までの保育作業等を含む

(交付対象外事業)

- (1) 市が交付する補助金等の交付対象事業

- (2) 国若しくは県の補助金等を受けた事業及び国又は県等の外郭団体から助成金を受けた事業
- (3) 分担金及び負担金の支出に限られる事業
- (4) 宗教関連事業、政治関連事業及び公序良俗に反する事業
- (5) 専ら特定の企業、団体及び個人の利益を追求するための事業

(交付対象外経費)

- (1) 団体又は施設の運営費や役員手当
- (2) 用地取得又は賃借に要する経費及び補償費
- (3) 調査研究及び計画作成に係る委託費
- (4) 食糧費
- (5) 森林整備活動以外に用いる備品の購入費

(選定方法)

事業計画書の内容が交付金の趣旨に合致しているかを判断し、市が採択事業を決定する。

(選定基準)

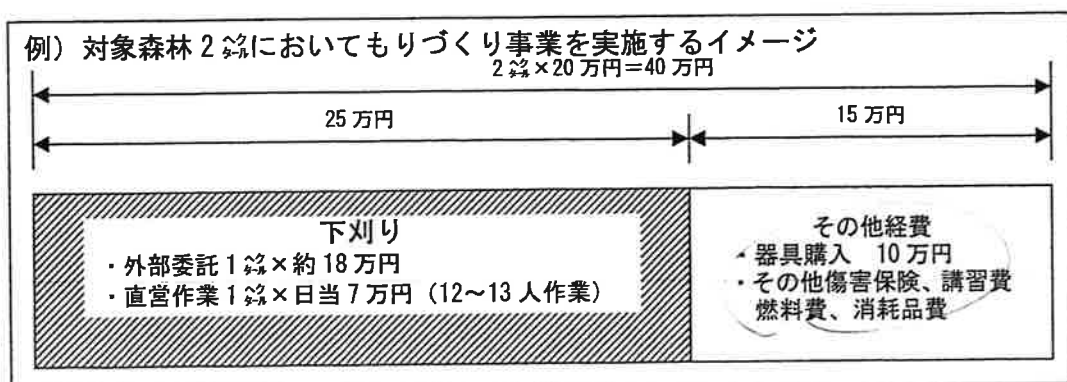
- ① 事業実施に向けて関係者の合意形成が図られていること
- ② 関係法令等に係る手続きがなされていること
- ③ 交付金の趣旨に合致していること
- ④ 事業の有効性、継続性、発展性が認められること
- ⑤ その他、市長が必要と認める基準を満たしていること。

(交付対象年度)

423~29 (わ1期)
平成 28 年度から平成 32 年度の 5 カ年とする。(わ2期)

(その他)

- ・ 申請者は安全対策について全ての責任を負い、作業にあたっては全ての作業者を傷害保険に加入させること。
- ・ 伐採作業者は、伐木等の業務に係る特別教育を修了したチェーンソー作業者の指導を受け作業を行うこと。
- ・ 交付対象者は関係地権者の同意を得ること。



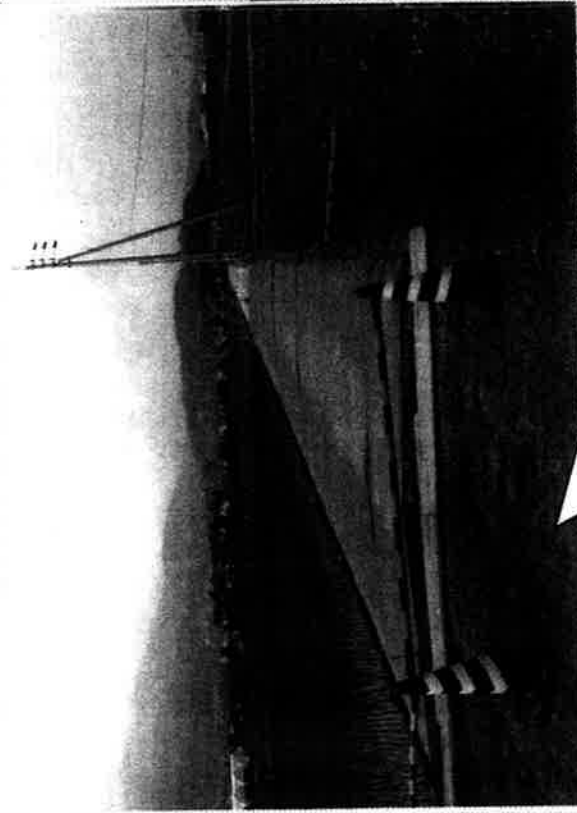
協働のみちづくり事業 〈 戸狩新田区 市道7-301号舗装工事 〉



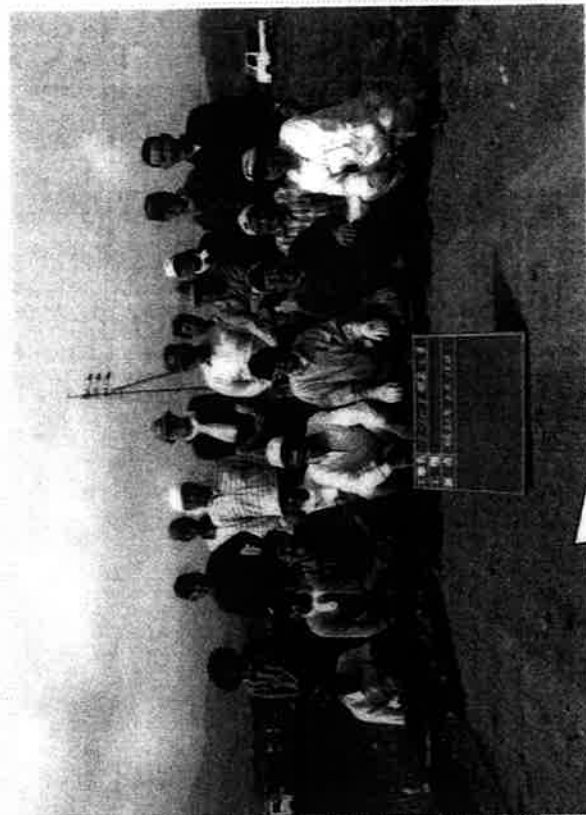
道路河川課 グレーダーによる整地作業 〈 直営作業です 〉



区民によるエンクリート打設作業 〈 20m3使用しました 〉

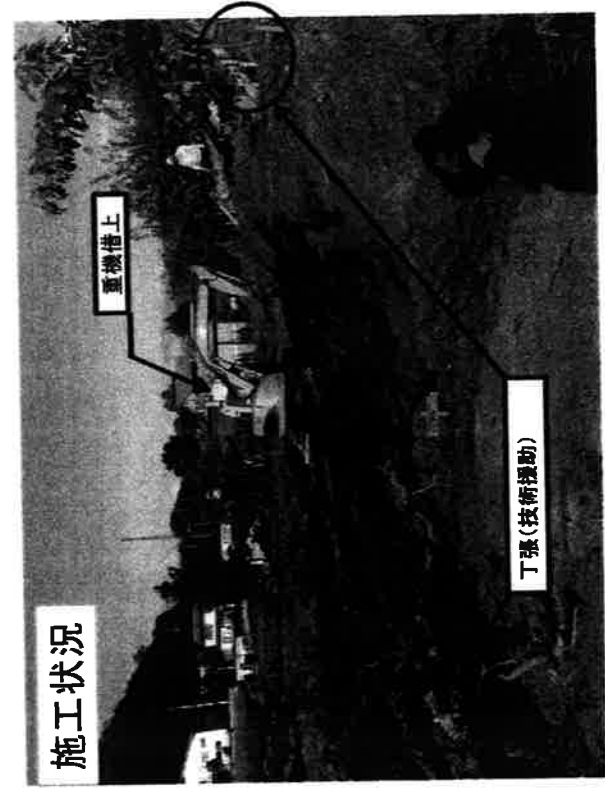
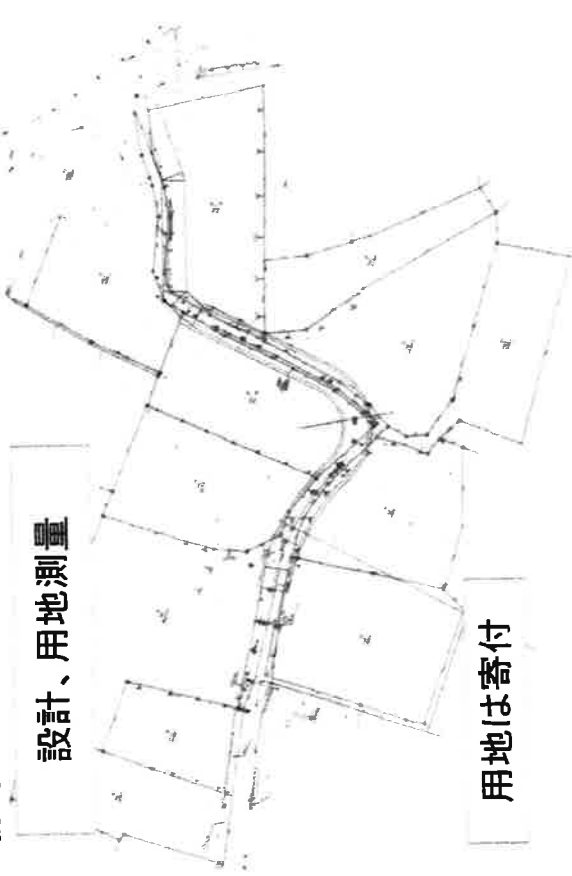


舗装工事完成 〈 延長42m 幅員4.1m 〉



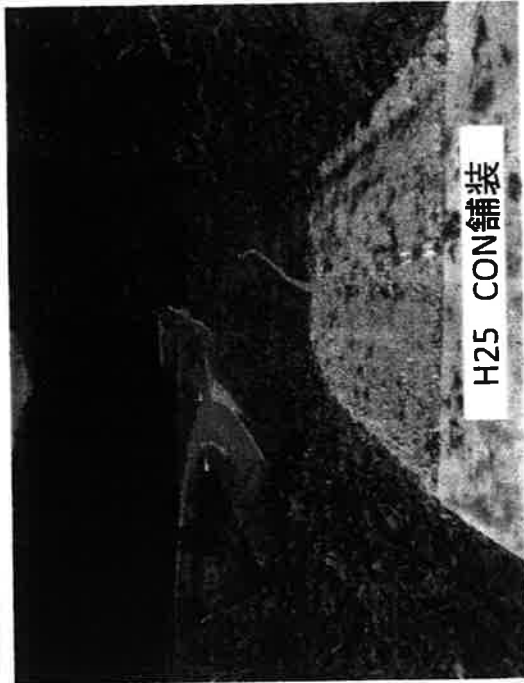
私たちが舗装しました 〈 手作りの道に愛着がわきます 〉

協働のみちづくり事業 <市道1-397号 飯山 有尾地区 拡幅改良工事>

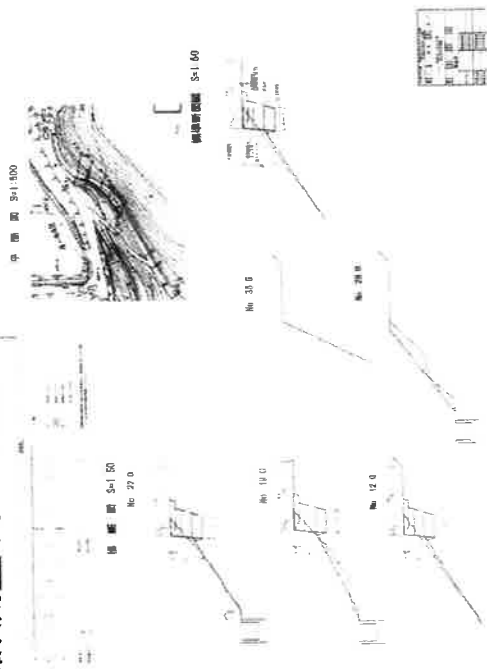


協働のみちづくり事業 <市道4-382号 瑞穂 小菅地区 拡幅改良工

着手前



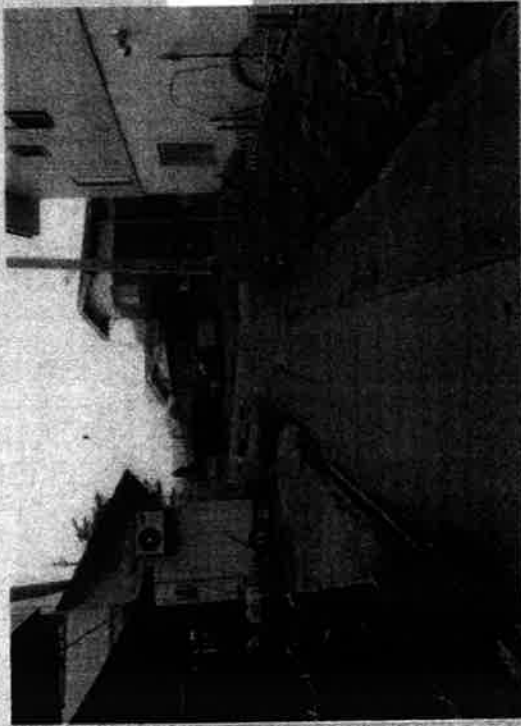
設計測量(市で実施)



施工例-2

協働のみちづくり事業

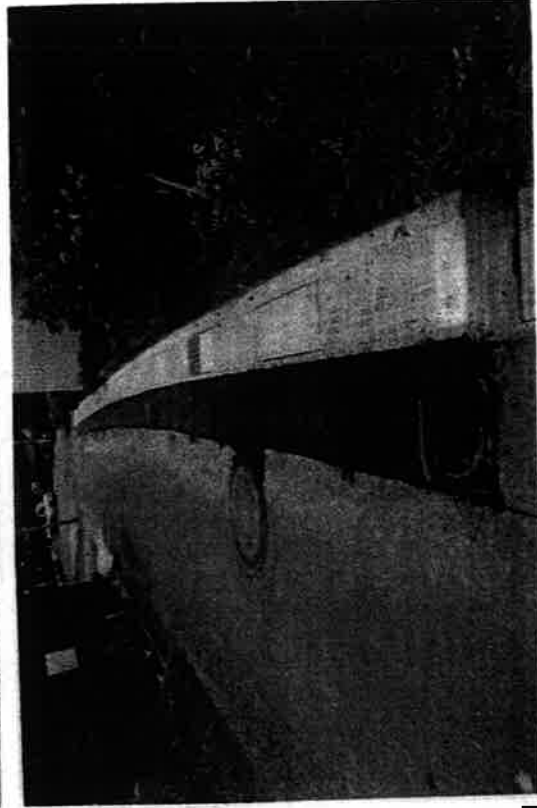
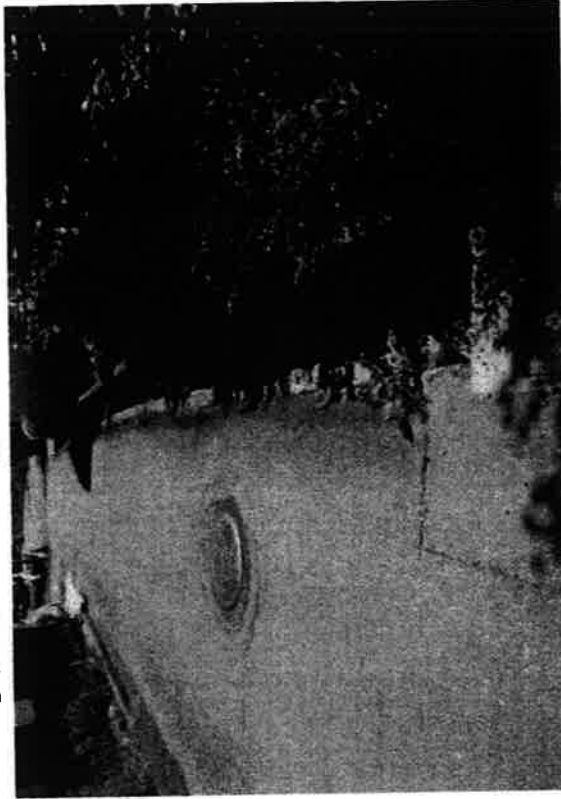
【市道7-377号線 常盤地区 小沼区】



舗装は市が実施

側溝整備事業

【市道2-361号 静間 大久保地区】



施工例-4